

週二回(火金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第七十三号
一九五九年
九月十一日

目次	ページ
規 則	
○米穀需給調整臨時措置法施行規則(規則第三百三十五号)	1
○へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則(規則第三百三十六号)	5
○へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則(規則第三百三十七号)	5
○戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第三百二十八号)	5
告 示	
○社会福祉事業法施行規則第九条の規定による一九六〇年度共同募金の実施期間の定めについて(告示第二百八十九号)	6
○建設業者(平良組)の登録について(告示第二百九十号)	6
○建設業者(株式会社光電社)	6

訓 令	
○の登録抹消について(告示第二百九十一号)	6
○有価証券届出書の効力発生期日の指定について(告示第二百九十二号)	6
訓 令	
○社会局公衆衛生課に勤務する食品衛生監視員(一級施設)の監視員。ただし、黒一級施設の監視員を除く。の勤務時間の割振に関する規程の一部を改正する訓令(訓令第三十八号)	6
内 政 局 事 項	
○保税倉庫の許可の消滅について(内政局告示第十八号)	6
警 察 局 事 項	
○道路交通取締法施行規則第二十九條第一項第一号による自動車練習所等の指定基準の定めについて(警察本部告示一号)	7

人事委員会事項	
○琉球政府公務員(四級きょう正職)昇任試験の施行について(人事委員会告示第八号)	7
辭 令	
○會計検査院	
公 告	
○除権判決(一九五九年(第二号、平良治安裁判所)	8
○押収物還付公告(琉球巡回檢察庁)	8
○登記公告(前原登記所)	8
正 誤	
○一九五九年七月三十日付公報号外第五十九号登載「電信電話營業規則(一九五九年瑞電々公社公示第七号)」中訂正。	9
○一九五九年八月二十九日付公報号外第六十七号登載「漁船建造資金通法の一部を改正する立法(一九五九年立法第七十九号)」中訂正。	9

規 則	
規則第三百三十五号 米穀需給調整臨時措置法(一九五九年立法第二百五号)第二条第三項及び第四条、第七条第八項並びに第十三条第一項の規定に基づき、米穀需給調整臨時措置法施行規則を次のように定める。	
一九五九年九月十一日 行政主席 当間 重剛 米穀需給調整臨時措置法施行規則	
第一条 米穀需給調整臨時措置法(一九五九年立法第二百五号)以下「法」という。第二条第三項の規定により島産米穀の売渡しをしようとする農業協同組合(以下「農協」という。)は、翌会計年度における島産米穀売渡申込書(様式第一号)を毎年五月三十一日までに行政主席に提出しなければならない。	
第二条 法第二条第四項の規定による外国産米穀及び島産米穀の種類及び規格は、次のおりとする。ただし、行政主席が必要と認めるときは、適宜変更することができる。	

種 類	包 装 重 量	摺 磨 精 度 整 粒 水 分 異 物 破 害 粒 碎 粒 粗 混 入
精白米	一袋当り 正味四〇〇グラム以上	三%以内 五%以内 五%以内 五%以内
精白米	一袋当り 正味四〇〇グラム以上	三%以内 五%以内 五%以内 五%以内

種類	区分	包装	量目	規格	
				重量	品質
水稲	籾の場合	麻袋	六〇疋	一リットル当り五	2、島産米穀
稈	精米の場合	袋	四〇疋	疋以上	

第三条 法第三条の規定による指定業者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- 一 米穀の輸入及び販売を主たる業務とする者であること。
- 二 払込済資本金の額が十萬弗以上の法人であること。
- 三 保温、防湿、瓦斯燻蒸が完全にを行うことができる倉庫であつてその収容能力千屯以上の倉庫を保有又は確保し得る者であること。
- 四 事業運営が適当と認められる者であること。

第四条 法第三条に規定する指定業者として指定を受けようとする者は、指定業者指定申請書(様式第二号)を行政主席に提出しなければならない。

第五条 法第四条に規定する指定業者との契約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 外国産米穀の輸入及び島産米穀の買上げに関する時期及び数量に関すること。
- 二 外国産米穀及び島産米穀の時期別販売数量に関すること。
- 三 その他必要な事項

第六条 法第五条第一項に規定する指定小売販売店として指定を受けようとする者は、米穀指定小売販売店指定申請書(様式第三号)を行政主席に提出しなければならない。

第七条 法第六条に規定する米穀需給審議会(以下「審議会」という。)は、会長がこれを招集し、議長となる。

第八条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第九条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第十条 政府は、審議会の委員に対して旅費及び手当を支給することができるとする。

第十一条 審議会の職務は、経済局において処理する。

第十二条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

第十三条 法第十二条に規定する欠損額の補償を受けようとする者は、毎月分を当該月の経過後十日以内に米穀販売欠損額請求書(様式第四号)を

行政主席に提出しなければならない。		行政主席に提出しなければならない。	
<p>第九条 法第十三条に規定する差益額の中告は、毎月分を当該月の経過後十日以内に米穀販売差益額申告書(様式第五号)を行政主席に提出しなければならない。</p> <p>第十条 法第十三条に規定する差益額の納付は、政府の発行する納入告知書により納付しなければならない。</p> <p>第十一条 法第十七条第二項の証票は、様式第六号によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行す(様式第一号)</p>		<p>2 法施行後この規則施行前になされた政府と指定業者との契約、差益額の中告及び差益額の納付については、それぞれこの規則の当該条項によつてなされたものとみなす。</p> <p>3 法施行後この規則施行前において輸入された外国産米穀の種類及び規格についてもまた前項と同様とする。</p> <p>4 一九六〇年会計年度における島産米穀販売申込書の提出は、第一条の規定にかかわらず、一九五九年十一月三十日までとする。</p>	
島産米穀販売申込書			
住	農業協同組合の名称	住所	種類
規	島産米穀の種類及び	規	区分
格		格	量目
			重量
			量
			籾の場合 六〇疋入
			精米の場合 四〇疋入
売渡しの予定期間	年	月	日
売渡しの場所	年	月	日
	組合	旬	倉庫
右米穀需給調整臨時措置法第二条第三項の規定により売渡しを申し込ます。			
年	月	日	
住所	農業協同組合長		
琉球政府			
行政主席	販		

(様式第二号)

指定業者指定申請書

法人の名称	
法人の所在地	
法人の主たる業務及び従たる業務	
資本金額 (払込済資本金額)	()
右米穀需給調整臨時措置法施行規則第四条の規定により申請します。	
年 月 日	
住所	
名称	⑧
琉球政府 行政主席	殿
※備考 法人の定款、登記簿本、倉庫明細書 を添えること。	

(様式第三号)

米穀指定小売販売店指定申請書

小売店名	
氏名	生年月日 年 月 日
現職	経験年数
本籍地	
現住所	
営業場所	
資本金	
経営組織	個人経営 共同経営 従業員数
現在営業種目	
小売店の設備	備品名
小売店構造坪数	建坪
倉庫構造坪数	建坪
敷地坪数	坪
右米穀需給調整臨時措置法施行規則第六条の規定により申請します。	
年 月 日	
住所	
氏名	⑧
琉球政府行政主席	殿
市町村長副印	
※備考 添付書類 ① 履歴書 ② 資産証明書 ③ 預金高証明書 ④ 店舗構造図 ⑤ 附近見取図	

(様式第四号)

米穀販売欠損額請求書

琉球政府行政主席 殿 年 月 日

会社名及び代表者氏名印

上記の金額は、下記内訳書のとおり 年 月分欠損額として請求します。

品 種 名	本期取扱 販売数量	仕入単価 (屯当り)	総 金 額	政府調整額 (屯当り)	政府調整 総 額	欠 損 額	摘 要
計							

- (註) ① 欠損額は、赤字で記入すること。
② 仕入単価は、販売手数料を含まない。

上記請求額は、正確である事を証明します。

年 月 日 経済局 商務課長名

照合記帳
係
長

(様式第五号)

米穀販売差益額申告書

琉球政府行政主席 殿 年 月 日

会社名及び代表者氏名印

上記の金額は、下記内訳書とおり 年 月分差益額として申告します。

品 種 名	本期取扱 販売数量	仕入単価 (屯当り)	総 金 額	政府調整額 (屯当り)	政府調整 総 額	差 引 差 額	差 益 額	摘 要
計								

- (註) 仕入単価は、販売手数料を含まない。

上記差益額申告は、正確である事を証明します。

年 月 日 経済局 商務課長名

照合記帳
係
長

(様式第六号)

立入検査員の証

10cm

第 号

写 真

氏 名
生 年 月 日

検 査 員 の 証

年 月 日

琉 球 政 府 印

米穀需給調整臨時措置法抜萃

第十七条 政府は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは当該職員をして指定業者、指定小売販売店又は農協の営業所、事業所又は倉庫等に立ち入らせ帳簿書類その他業務に関係ある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする政府職員は、身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規則第三百三十六号

へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九五九年九月十一日

行政主席 当 間 重 剛

へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則

へき地勤務手当支給規則（一九五七年規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 一級地 一ドル七十セント
- 二 二級地 二ドル五十セント
- 三 三級地 三ドル四十セント
- 四 四級地 四ドル二十セント

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九五九年七月一日から適用する。

規則第三百三十七号

へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九五九年九月十一日

行政主席 当 間 重 剛

へき地勤務手当支給規則の一部を改正する規則

へき地勤務手当支給規則（一九五七年規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「池間郵便局」の項の次に次の一項を加える。

沖繩群島	座間味村	阿嘉郵便局	三 級
	字阿嘉		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九五九年七月十日から適用する。

規則第三百三十八号

戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九五九年九月十一日

行政主席 当 間 重 剛

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附 則
附録第一号様式中「(縦二二センチ、横一三センチ)」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第二百八十九号

社会福祉事業法施行規則(一九五四年規則第四十二号)第九条の規定により、一九六〇年度共同募金の実施期間を次のとおり定める。

一九五九年九月十一日

行政主席 当 間 重 剛

一九五九年十月一日から十月三十一日までとする。

告示第二百九十号

建設業者(一九五五年立法第二十三号)第八条の規定に基づき建設業者の一部を左記のとおり登録した。

一九五九年九月十一日

行政主席 当 間 重 剛

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主な営業所の所在地	申請者氏名	備考
(四) 457	一九五九年八月二十三日	平 良 組	石垣市宇新川四〇番地	平良 恵清	更新

告示第二百九十一号

建設業法(一九五五年立法第二十三号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、一部建設業者の登録を次のとおり抹消した。

一九五九年九月十一日

行政主席 当 間 重 剛

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主な営業所の所在地	代表者氏名	登録抹消年月日
(四) 459	一九五七年八月三十日	株式会社 光電社	那覇市崇元寺町一丁目一〇番地の二	古堅 宗秀	一九五九年八月三十日

告示第二百九十二号

証券取引法(一九五七年立法第百十一号)第七条第三項の規定によりオリオンビル株式会社提出にかゝる有価証券届出書の効力発生期日を次のとおり指定する。

一九五九年九月十一日

行政主席 当 間 重 剛

効力発生日 一九五九年九月十五日

訓 令

訓令第三十八号

社会局公衆衛生課に勤務する食品衛生監視員(一級施設の監視員。ただし、黒一級施設の監視員を除く。)の勤務時間の割振に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九五九年九月十一日

行政主席 当 間 重 剛

社会局公衆衛生課に勤務する食品衛生監視員(一級施設の監視員。ただし、黒一級施設の監視員を除く。)の勤務時間の割振に関する規程の一部を改正する訓令

社会局公衆衛生課に勤務する食品衛生監視員(一級施設の監視員。ただし、黒一級施設の監視員を除く。)の勤務時間の割振に関する規程(一九五九年訓令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「割振は次のとおりとし、法定休日及び」を「割振は、法定休日を除き次のとおりとし、」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、一九五九年八月十三日から適用する。

内 政 局 事 項

内政局告示第十八号

税関手続法第四十三条において準用する同法第二十五条第二項の規定により左記のとおり告示する。

一九五九年九月十一日

内政局長 山 内 康 司

記

- 一、許可を受けた者の住所及び氏名
- 二、保税倉庫の名称及び所在地
- 三、許可の消滅原因
- 四、許可の消滅年月日

警察局事項

警察本部告示一号
道路交通取締法施行規則(一九五五年規則第百三十一号)第二十九条第一項第一号による自動車練習所等の指定基準を次のように定める。

- 一九五九年九月十一日
- 琉球警察本部長 大嶺 永三
- 一 練習所等の職員
 - 1 申請者、所長及びその代理人、所長及びその代理人は、年令二十五年以上で適当と認められる者
 - 2 指導員
 - 年令二十年以上で運転免許を有し、かつ運転経歴三年以上の者で警察本部長の行う適格審査に適合せる者
- 二 教習内容
 - 1 運転技能教習
 - (一) 自動車の構造の概要
 - (二) 自動車の故障に対する応急措置法
 - (三) 始動、発進、停止、前進、後退及び施同法

浦添村字港川小字港川原二七一
アイランド、エンタープライズ社
代表者 ダブリュ、エイ、パックスター
アイランド、エンタープライズ保税倉庫
浦添村字港川小字港川原二七一
解 散
一九五九年五月三十一日

- 四 クランク型、曲角の前進及び後退法
- 五 S型道路の前進及び後退法
- 六 車庫出入法
- 七 側方転換法
- 八 その他自動車運転上必要な事項

- 二 学科教習
 - (一) 運転者として必要な心構え
 - (二) 道路交通取締法施行規則第三十二条各号によるもの

- 三 教習及び考查の基準
 - 1 教習実施の基準
 - (一) 学 科 十教程以上
 - (二) 運転技能 十五教程以上、ただし、現に所持する免許が自動車免許又は側車付自動二輪車免許の場合に運転技能の全教程とし、その他の小型免許又は特殊免許の場合は十教程とすることが出来る。
 - 2 前各号の二教程は二時間とする。
 - 3 考查の基準
 - 考查は、運転技能考查及び学科考查とし、各教程の九十パーセント以上を終了した者に対して行う。この場合本部長は必要により係員を派遣して立ち合わせるものとする。

- 四 卒業証明書発行の基準
 - 卒業証明書は、考查に合格したものに對してでなければ発行はできない。
- 五 施設の基準
 - 1 コース用敷地坪数
 - 二千六百平方メートル以上とし、二一の運転技能教習用コースを備え、周囲に適當なさくの設けがあるもの
 - 2 附属建物
 - 教習人員に應じた適當な教室、符合室、車庫又は駐車施設
 - 3 備付車輛
 - 次の区分による教習に必要な整備された車輛を備え付けるものとする。

- (一) 普通自動車 貨物車 二台以上
- 乗用車 二台以上
- 小型自動車 二台以上
- 自動四輪車 一台以上
- 自動三輪車 一台以上
- 六 備付簿冊
 - (一) 教習生名簿
 - (二) 教習課程を明記した教習生の

出席簿

- (一) 考查成績簿
- (二) 卒業証明書交付簿
- (三) その他必要な簿冊

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会事項

人事委員会告示第八号

琉球政府公務員法(一九五三年立法第四号)第五条第一項第五号の規定に基づき、琉球政府公務員(四級きより正職)昇任試験を左記のとおり施行する。

一九五九年九月十一日
琉球政府人事委員会

記

人事委員会は、今回左の要領により四級きより正職の昇任試験を行います。

- 一 受験資格
 - 五級きより正職(看手)に引続き二年以上(但し初任教養期間を除く。勤務していない者)
 - 注 期間の計算方法
 - 一九六〇年三月三十一日を以てする。一月未満の端数は一月と計算する。
- 二 第一次試験
 - 1 期 日 一九五九年十一月二十一日(日)二十三日(月)
 - 2 方法
 - (1) 範 囲
 - (一) 専門試験
 - 刑法、刑事訴訟法、行刑法、憲法、行政法につき論文式又は択一式の筆記試験

<p>(四) 一般教養 幹部刑務官としての一般知識 (2) 日時割(受験者は午前八時集合)</p>	<p>期限 八、四五〇一〇、一五 一〇、三〇〇一〇、〇〇 一三、〇〇〇一五、〇〇 一五、一五〇一六、四五</p>	<p>期 日 十一月二十二日(日) 十一月二十三日(月)</p>	<p>能および教養について択一式を主とする筆記試験</p>
<p>(3) 試験場 那覇 琉球矯正研修所 宮古 宮古刑務所 八重山 八重山刑務所 (4) 第一次試験結果発表日時及び場所 一九五九年十二月中旬 於 人事委員会</p>	<p>月十日午後五時迄 携帶用具 筆記用具</p>	<p>三 第二次試験(第一次試験合格者について行う。) (1) 期日 第一次試験結果発表当日お知らせします。 (2) 場所 琉球矯正研修所 (3) 方法 口述試問および術科試験 四 手 続 1 試験申込書及び受験票(人事委員会指定)各一通を各刑務所へ提出の上法務局で一括し人事委員会事務局へ一九五九年十月十二日迄送付のこと。 2 受付期間 一九五九年九月二十一日から十</p>	<p>五 携帶用具 筆記用具 ○会計検査院 主事補に任ずる 大城 昂 六級一号俸を給する 会計検査院事務局検査第二課勤務を命ずる 一九五九年八月一日 主事補 高江洲昌昂 琉球上訴検察庁へ出向を命ずる 一九五九年八月七日 比嘉 繁治 主事補に任ずる 七級一号俸を給する 会計検査院事務局検査第一課勤務を命ずる 一九五九年八月二十四日</p>
<p>1 試験申込書及び受験票(人事委員会指定)各一通を各刑務所へ提出の上法務局で一括し人事委員会事務局へ一九五九年十月十二日迄送付のこと。 2 受付期間 一九五九年九月二十一日から十</p>	<p>公 告 一九五九年(第一号)</p>	<p>除 権 判 決 平良市宇東仲宗根二三番地 甲立人 宮古労働基準 本永 幸合 監督署勤務 証券の表示 一、種類 琉球政府代理宮古地方庁支 出官の発行せる小切手一枚 一、額面 六拾式弗八拾式仙(第六拾 式号) 四拾六弗四拾八仙(第六拾 式号) 六弗五拾參仙(第六拾 參号) 一、記号番号自労働局第六拾参号 至労働局第六拾参号 一、振出地 平良市 一、振出日 一九五八年十二月三十日 一、振出人 琉球政府代理宮古地方 支出官 一、支払地 平良市 一、支払場所 琉球銀行宮古支店 一、受取人 労働局第六拾参号 宮古労働基準監督署勤務 上間 清亨 労働局第六拾参号 本永 幸合 労働局第六拾参号 宮古労働局長 右証券について当裁判所は公示催告 をしたが、一九五九年九月一日午前十 時の期日迄に権利の届出と証券の提出 する者がなから申立人の申立により 右証券の無効を宣言する。 一九五九年九月一日</p>	
<p>公 告 一九五九年(第一号)</p>	<p>平良治安裁判所 判事 片岡 邦夫 ○押収物還付公告 一九五九年九月三日 琉球巡回検察庁 左記押収物は還付不能につき刑事訴 訟法第五百十條により公告する。 受還付人は、本日より六箇月以内に 還付の請求をされたい。 一九五九年領第六五号 一、差込付電気アイロン線 受還付人 城間 房子 二、黒ラシヤシャツ一枚 三、青色ジャケツ一枚 四、薄灰色シャツ一枚 登 記 公 告 ○合資会社設立登記 一、商号 合資会社上江洲栄信館 一、本店 中頭郡具志川村字安慶名四 百参拾参番地 一、目的 理容所及び美容所業並びに 之に附帯する一切の事業 一、代表社員の名 上江洲栄信 一、社員の名、住所並びに出資の 目的、価格、履行した部分及び責任 中頭郡具志川村字安慶名四百参拾 参番地 一、金七千弗也 全部履行 無限責任 上江洲栄信</p>		

17	14	13	13	11	11	11	4	4	2	2	1	ページ	誤	正
3	3	4	1	4	3	3	4	1	4	1	4	行	誤	正
18	29	21	28	32 33	30	11	24	34	7	32	13	イ 求車駅名	イ 乗車駅名	
<p>○一九五九年七月二十日付公報号外第五十九号登録の「電信電話営業規則」(一九五九年琉球電信電話公社公示第七号)中、次のとおり訂正する。</p>														
<p>中頭郡具志川村字安慶名四百参拾参番地 一、金参千弗也 全部履行</p> <p>中頭郡具志川村字前原式百拾六番地 一、金参千弗也 全部履行 兼城 賢吉 無限責任 那覇市壺川町百四拾五番地 全部履行 一、金参千弗也 無限責任 安仁屋良子 全部履行</p> <p>中頭郡具志川村字喜屋武九拾六番地 無限責任</p>														
<p>地 一、金千弗也 全部履行 右限責任 田仲 康榮</p> <p>中頭郡具志川村字塩屋式百八拾九番地 一、金千弗也 全部履行 有限責任 上江洲安公 一、存立時期 設立の日から拾箇年、 右記一九五九年九月日登記 前原登記所</p>														

9	1	13	9	59	59	45	44	41	40	40	40	39	39	39	38	35	33	32	32	24	22
ページ			誤	3	1	5	1	2	4	3	3	4	4	2	4	1	2	2	2	2	4
行			記	10	10	3	22	3	12	4	3	23(表中)	2	13	6	19	25	32 33	10	4	1
誤			正	表	面	裏	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
施行前支払った			施行前に支払った	表	面	裏	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
発行所			発行所	表	面	裏	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
行政主席官房文書課			行政主席官房文書課	表	面	裏	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
(沖繩印刷所印行)			(沖繩印刷所印行)	表	面	裏	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面